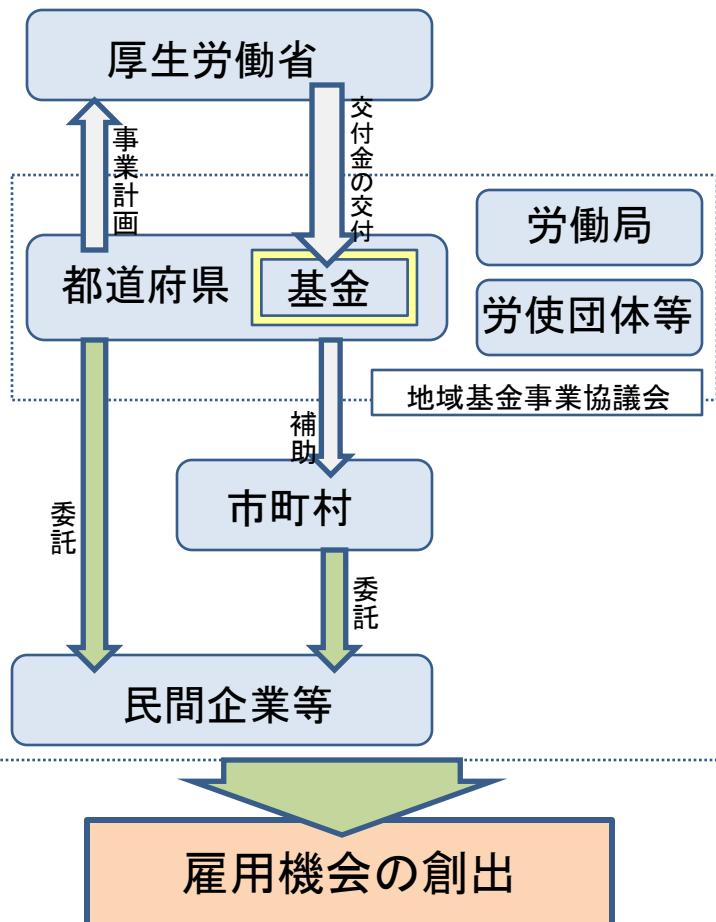


ふるさと雇用再生特別基金事業

○地域の雇用失業情勢が厳しい中で、地域の実情や創意工夫に基づいて地域求職者等の雇用機会を創出する取組みを支援するため、都道府県に対して「ふるさと雇用再生特別交付金」を交付し、これに基づく基金を造成する(基金は平成23年度末まで)。



事業のアウトライン

- ・地方公共団体は、地域内でニーズがあり今後の地域の発展に資すると見込まれる事業のうち、その後の事業継続が見込まれる事業を計画し、民間企業等に事業委託。
(地域の当事者からなる地域基金事業協議会において事業選定等)
- ・民間企業等が求職者を新たに雇い入れることにより雇用創出。

事業の規模

2500億円（労働保険特別会計）
※ 平成20年度2次補正予算による措置

雇用創出効果

3年間で最大10万人

事業実施の要件

事業費に占める新規雇用失業者の人件費割合は1／2以上

雇用期間

労働者と原則1年の雇用契約を締結し、必要に応じて更新

多く実施されている事業分野

産業振興、農林漁業、介護・福祉、教育・文化、観光等

その他

正規雇用化のための措置として、本事業を実施するために雇い入れた労働者を、正社員として雇用する企業等に対して一時金を支給